

総行行第439号  
令和6年9月30日

各都道府県担当部局長 殿  
(財政担当課、契約担当課、市区町村担当課扱い)  
各指定都市担当部局長 殿  
(財政担当課、契約担当課扱い)

総務省自治行政局行政課長  
(公印省略)

一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」  
等を踏まえた対応について（通知）

標記の件について、別添のとおり、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長から当職あてに、地方公共団体の一般廃棄物処理業務における労務費の適切な転嫁について依頼がありました。

一般廃棄物処理業務を含む地方公共団体の公共調達については、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応について（通知）（令和6年1月12日付け総行行第23号総務省自治行政局行政課長通知）において、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年1月29日内閣官房、公正取引委員会。以下「指針」という。）を踏まえて対応することを周知しています。また、本年4月19日に「令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定されたことを踏まえて発出した「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について」（令和6年4月19日付け総行行第200号総務省自治行政局長通知）において、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応すること、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮すること等、適切に対応されるよう周知してきたところです。

貴職においては、別添の通知の趣旨を踏まえ、廃棄物行政担当部局と必要な連携を図りながら、指針や基本方針を踏まえて対応することにより、一般廃棄物処理業務の委託に係る労務費の適切な価格転嫁を図るようお願いします。

各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

環循適発第 2409303 号  
令和 6 年 9 月 30 日

総務省自治行政局行政課長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長  
( 公 印 省 略 )

一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（依頼）

市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに処理しなければならないという極めて重い責任を有しており、他者に委託して処理を行わせる場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第 4 条各号に規定する基準（以下「委託基準」という。）に従った委託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受託者が処理基準に従った処理を行うことを確保しなければなりません。この場合の委託基準の一つに、「受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」が定められており、この額が不当に低額な額である場合には、不法投棄その他不適切な処理がなされる等、業務の確実な履行に支障を生ずる可能性があることのみならず、働き方改革に対応しつつ物価上昇を乗り越える構造的な賃上げの実現が困難となります。

このため、今般の物価高騰等を踏まえ、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応をお願いするため、各都道府県知事あてに別添の通知を発しました。

別添の通知に基づく対応を適切に実施するためには、廃棄物行政主管部（局）のみならず、契約担当部（局）や財政担当部（局）も含めて全庁的に連携して取り組んでいただかなければなりません。

つきましては、各都道府県及び各市町村において別添の通知の趣旨が改めて徹底されるよう、特段の御配慮をお願いします。

環循適発第 2409302 号  
令和 6 年 9 月 30 日

各都道府県知事 殿

環境省環境再生・資源循環局長  
( 公 印 省 略 )

一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げる。

令和 6 年の春季労使交渉では、賃上げ額、賃上げ率ともに昨年を大きく上回ったところであるが、引き続き、物価上昇を乗り越える構造的な賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の 7 割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要である。

これを踏まえ、内閣官房及び公正取引委員会においては、その取引環境の整備の一環として、令和 5 年 11 月 29 日に、「労務費の転嫁に係る価格交渉に関し、地方公共団体を含む「発注者及び受注者それぞれが採るべき行動／求められる行動」について「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（以下「価格交渉に関する指針」という。）として取りまとめたところである。

また、本年 4 月 19 日に「令和 6 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定されたことを踏まえ、「「令和 6 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に準じた措置の実施について」（令和 6 年 4 月 19 日付け 20240415 中第 1 号各都道府県知事宛て経済産業大臣通知）及び「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について」（令和 6 年 4 月 19 日付け総行行第 200 号 総務省自治行政局長通知）が発出されており、地方公共団体における入札・契約手続の運用においても、基本方針を十分に踏まえた対応が求められることとなる。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）の施行により、労働時間に関する制度の見直し等を含めた働き方改革が総合的に推進されており、労働施策基本方針において、働き方改革によって生まれる生産性向上の成果

を働く人に分配することにより、賃金の上昇と需要の拡大を通じた成長と分配の好循環を実現し、国民一人一人の生活の向上を目指すこととされている。

については、価格交渉に関する指針、基本方針及び上記通知等を踏まえ、一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための重要事項について、下記のとおりとりまとめたので、貴職におかれても必要な措置の実施に努めるとともに、貴管内市町村に対し、周知徹底をお願いしたい。

## 記

### 1. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格等

市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第3条各号に規定する基準（以下「処理基準」という。）に従って処理を行い、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないという極めて重い責任を有する。

市町村の処理責任については、市町村が自ら一般廃棄物の処理を行う場合のみならず、他者に委託して処理を行わせる場合でも、市町村は引き続き同様の責任を負う。このため、市町村は、廃棄物処理法施行令第4条各号に規定する基準（以下「委託基準」という。）に従った委託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受託者が処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならない。この場合の委託基準には、業務の遂行に足る施設、人員及び財政的基礎を有し、業務に関する相当の経験を有する適切な者に対して委託すること等の受託者としての要件に加え、「受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」が定められており、環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性にかんがみ、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視しているものである。この額が不当に低額な額である場合には、不法投棄その他不適切な処理がなされる等、業務の確実な履行に支障を生ずる可能性があることのみならず、働き方改革に対応しつつ物価上昇を乗り越える構造的な賃上げを実現することが困難となることに留意が必要である。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第7条第1項の規定による許可を受けた者及び同条第6項の規定による許可を受けた者の一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に係る料金については、同条第12項の規定により、各市町村が条例で定める一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならないとされている。

このため、一般廃棄物処理業者が市民又は事業者から受け取る料金に対して労務費、原材料費、エネルギーコスト等が適正に転嫁されるためには、各市町村において必要に応じて適切な環境整備が行われる必要があることに留意されたい。

## 2. 價格交渉に関する指針、基本方針を踏まえた一般廃棄物処理業務の委託の入札・契約手続の運用における留意事項について

価格交渉に関する指針、基本方針を踏まえた一般廃棄物処理業務の委託の入札・契約手続の運用において、特に留意すべき事項は次のとおりである。

### (1) 「発注者として採るべき行動／求められる行動」について（価格交渉に関する指針「発注者としての行動③」関係）

発注者が、労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、関係者がその決定プロセスに関与し、経済の実態が反映されていると考えられる、以下のような公表資料に基づくものとする。

また、受注者がこうした公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重し、仮にこれを満額受け入れない場合には、その根拠や合理的な理由を説明することが求められる。

これらを踏まえ、市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合等、地方公共団体における入札・契約手続の運用においても、これらを十分に踏まえた対応が求められる。

（関係者がその決定プロセスに関与し、経済の実態が反映されていると考えられる公表資料の例）

- ・ 都道府県別の最低賃金の上昇率
- ・ 春季労使交渉の妥結額やその上昇率
- ・ 国土交通省が公表している公共工事設計労務単価における関連職種の単価やその上昇率
- ・ 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃（令和6年国土交通省告示第209号）

これらのほか、経済の実態が反映されていると考えられるものとして、以下の資料も参考となる。

- ・ 厚生労働省が公表している毎月勤労統計調査に掲載されている賃金指数、給与額やその上昇率
- ・ 総務省が公表している消費者物価指数
- ・ ハローワーク（公共職業安定所）の求人票や求人情報誌に掲載されている同業他社の賃金

### (2)ダンピング防止対策、適切な予定価格の作成等に関する事項（基本方針第2「4」関係）

官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成、最低制限価格制度等の適切な活用、最低賃金額の改定

や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に係る契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施等の適切な対策を講ずることが求められる。

これらを踏まえ、一般廃棄物処理業務の委託契約に際しては、需給の状況、原材料費及び人件費（社会保険料相当額を適切に含み、かつ、各都道府県における最低賃金の改定額についても反映した額）等最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成することが求められる。

### (3)労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応に関する事項（基本方針第2「4」(5) 関係）

経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）において、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁が行われるよう、官民双方で取組を更に強化することとされていることや、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日策定）の趣旨を踏まえ、以下の対応が求められている。

- ・ 物件及び役務の契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応すること。また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮すること。

一般廃棄物処理業務の委託契約においても、これらを踏まえ、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に関する、契約後の状況の変化に応じた必要な契約変更の実施が求められる。

## 3. 令和6年度地方財政計画について

地方財政計画は、総務省において地方交付税法（昭和25年法律第211号）第7条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、地方財政計画を通じて地方の財源を保障し、地方交付税や地方債などにより各地方公共団体に対して財源保障をするものである。

令和6年度地方財政計画においては、物価高への対応として、ごみ収集や学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費（単独）に300億円が計上（普通交付税の単位費用措置を3%程度引上げ）されているところである。

一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための取組については、こうした地方財政計画における対応状況も踏まえ、廃棄物行政主管部（局）のみならず、契約担当部（局）や財政担当部（局）も含めて全庁的に連携して対応されたい。